

平成 3 0 年度

事業計画並びに収入支出予算書



社会福祉法人 守谷市社会福祉協議会

平成30年度 事業計画

○基本方針

近年、地域における少子・高齢化、高齢者の単身や高齢者夫婦のみ世帯の増加など、家族形態の変容や地域コミュニティの弱体化などで人と人の繋がり希薄化が進むとともに、生活課題や福祉課題も年々複雑多様化しています。

また、経済的困窮も広がり、貧困や引きこもりなど、これまでの福祉サービスだけでは解決に至らないような新たな生活課題や福祉課題の相談も増加傾向にあります。

このような状況の中、国においても平成29年5月に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域共生社会の実現に向けた取組の一環として社会福祉法を一部改正し、市町村の役割として、「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりを進めています。

このことから、今までのような「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民が主体的に地域課題を把握し、他人事ではなく「我が事」と捉え、地域での課題解決に向けた地域コミュニティの育成や体制づくりが求められています。また、身近な圏域で住民の相談を「丸ごと」受け止める場や機能の担い手として、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）や支部（地区）社協も位置付けられています。

守谷市社協においてもこれまで、第1期守谷市地域福祉活動計画に基づき、6地区の地域福祉活動計画実行委員会主導により「もりやのしあわせ みんなで築こう」を実現するために様々な事業に取組、少しずつではありますが地域の絆が育まれてきました。昨年度からは、第1期からの基本理念を継承した第2期守谷市地域福祉活動計画に取り組んでいます。

本年度も引き続き、住民参加の「地域力」を高め、発揮できるように、会員である市民の皆様と自治会・町内会、福祉団体、学校やPTA、企業等の多くの関係機関、関係者から一層の理解と協力、そして信頼が得られるよう連携を図りながら、第2期守谷市地域福祉活動計画を推進し「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現に向けて取り組みます。

また、守谷市社協の財政状況は、近年の社協を取り巻く環境変化に伴い、引き続き厳しい状況にありますが、支援を必要とする人々への事業を進めるため、守谷市社協の事務局体制の強化や整備を進め、行政の動向を踏まえながら、従来の事業を継承するだけでなく、新たな取り組みを摸索するなど、地域住民主体の理念に基づいて、地域の福祉ニーズにすばやく対応することを目指し、次の5つを重点項目として取り組んでまいります。

○重点項目

(1) 地域福祉活動の推進

第2期守谷市地域福祉活動計画の事業実施に向け、より地域福祉活動計画実行委員や関係者、地域住民との繋がりを広げ、絆を育むとともに引き続き、小地域福祉活動の要となる人材の発掘と育成に努め、幅広い住民参加を促し、市民協働による地域福祉活動を推進します。

(2) 支部社協の支援

支部社協組織強化、支部事業の活性化や新たな取り組みのため事業費助成、研修会や支部枠を越えた事業などの実施のほか、支部エリア内の民生委員・児童委員や地域福祉活動計画実行委員、関係者などと更なる連携を深め、地域福祉活動計画事業を推進できるよう支援を行います。

(3) ボランティア活動の支援

ボランティア活動に関する様々な情報提供や活動への理解と関心を深め、人材育成、活動へのきっかけづくりのための各種事業を実施します。また、災害ボランティア活動マニュアルに他市の被災者支援対応等の改正を加え、作成、支援体制の強化を行います。

さらに、守谷市民活動支援センターと連携を図り、市民がボランティア活動しやすい環境づくりに取り組みます。

(4) 在宅福祉サービスの充実強化

日常生活自立支援事業の拡充や地域ケアシステム推進事業の機能向上を図り、地域福祉の支援体制を強化します。また、引き続き、在宅福祉サービス事業（ほほえみサービス）の拡充のため、要支援者への生活支援サービス提供に向け、会員養成講座の開催などを進めていきます。

(5) 社協事業等の検証と基盤整備

各種社協事業の検証を行うとともに職員の資質向上を図り、地域福祉の更なる向上を目指します。

また、介護保険事業、障害福祉サービス事業を効率的に実施するために、介護保険制度改正に伴う訪問介護サービスの業績状況を検証し引き続き、安定した財政基盤の確立のために、効率的な運営を図ります。

○実 施 事 業

1. 法人運営事業

- (1) 法人の運営に関する各種会議等の開催
 - ①理事会の開催（定例含む）
 - ②監事による決算監査の実施
 - ③評議員会の開催（定例含む）
 - ④各種委員会、配分委員会の開催
 - ⑤支部長、副支部長会議
 - ⑥評議員選任・解任委員会の開催（必要に応じ）
- (2) 会員加入推進運動（一般、特別、法人会員）
 - ①関係機関と連携し、魅力ある社協をめざし、社協活動のPRや理解を求め、会員の増員に努める
 - ②新たな会員制度の検討、模索
- (3) 経理・人事関係事務
 - ①予算管理、出納業務
 - ②社会福祉充実計画の実施と見直し
 - ③給与、労務管理、福利厚生事務
 - ④人事評価制度内容・導入等を検討し、職員の人材育成と組織の効率的な運営
- (4) 社会福祉基金の管理・運用
- (5) 社協諸規程等の整備及び適宜改正
- (6) 苦情解決システム（第三者委員）のPR
- (7) 社協財政の安定基盤強化
 - ①社協業務評価の継続実施
 - ②現在実施している有料広告以外の収益を伴う事業を模索、自主財源の確保の検討

2. 調査普及宣伝事業

- (1) 「社協だより・もりや」を年4回発行
 - ①6月・9月・12月・3月の各月10日発行予定
- (2) 各種事業に併せて、福祉講座等の企画実施
- (3) 社協ホームページの随時更新や社協事業紹介DVDの活用、事業案内冊子の作成、新たな広報活動の検討

3. 地域福祉活動推進事業

- (1) 支部社協活動、小地域福祉活動の支援
 - ①地域特性を活かした事業を展開していくための環境整備、支援体制づくり
 - ②支部社協事業メニューの検討、支援、各支部社協間の連携強化

- (2) 地域福祉活動計画実施のための「支部社協関係者会議」や「地区別実行委員会」の開催
- (3) 福祉体験学習・福祉教育の推進
 - ①市内小・中・高校での福祉体験学習への訪問指導や福祉機器の貸出、連絡調整や支援
 - ②市内小・中・高校への福祉活動事業助成
- (4) 福祉教育推進担当者（教職員）研修会の実施
 - ①市内小・中・高校教職員を対象に福祉教育に関する研修
- (5) 福祉団体助成
 - ①障がい児団体や母子福祉推進団体への助成
- (6) 福祉車輛、機器等の貸出
 - ①スロープ付車輛、車いす（自走型・介助型）
 - ②福祉教育機器（白杖、シニア体験用具、図書・ビデオ等）
- (7) 日常生活自立支援事業の推進
- (8) 住民参加型在宅福祉サービス（ほほえみサービス）事業の充実
 - ①地域の方々の協力で行う会員方式の有償家事援助サービス（1時間600円）
- (9) 健康水中体操（高齢者）の開催
 - ①常総運動公園温水プールを利用し、水中での体への負担を軽減しながら、筋肉を鍛える水中運動（4月から3月）
- (10) わくわくスポーツ大会の開催
 - ①元気わくわくスポーツ大会事務局担当（5月）
 - ②いばらきねんりんスポーツ大会への協力・調整

4. 相談、援護事業

- (1) 専門相談開設
 - ①福祉相談（社会福祉士）：月1回
 - ②年金労務相談（社会保険労務士）：月1回
- (2) 電話相談開設（毎週金曜日：午前10時から午後3時）
 - ①毎週2名の相談員による電話での相談対応
 - ②独り暮らし高齢者等の安否確認等を行う「ふれあい電話訪問」事業の推進とボランティアの協力による拡充
- (3) 各種祝品贈呈
 - ①市内小学校新入学児童を対象に、学用品を各支部役員が入学式にて贈呈
 - ②赤ちゃん誕生祝として、守谷市母子保健推進員の協力のもと、市内乳児宅を訪問し、乳児用歯ブラシを贈呈

(4) 法外援護事業

- ①困窮行路人への旅費（300円）を支援
- ②生活困窮者にフードバンク茨城の支援を受け、1週間程度の食料品等の現物援助

5. ボランティア活動促進事業

- (1) ボランティア団体活動助成、相談支援
- (2) ボランティア育成事業の実施
 - ①ボランティア講座の開催
 - ②子どもヘルパー事業（支部社協共催事業）の推進
 - ③その他、養成講習会等の開催
- (3) ボランティア活動保険、行事用保険等の加入促進（善意銀行より掛金一部助成）
- (4) ボランティアニーズの把握・調査
- (5) 善意銀行預託金品の受払い
 - ①寄付金品の受払い
 - ②預託金を活用した事業の実施
 - ③災害対策準備品整備
- (6) 市民活動支援センターとの連携強化
- (7) 入れ歯、古切手、プラタブ等のリサイクル事業の推進

6. 共同募金配分事業

- (1) 共同募金（歳末助け合い）への協力
- (2) 独居高齢者、高齢者世帯1日交流事業
 - ①65歳以上の独り暮らし高齢者対象のバスでの1日移動交流事業
 - ②70歳以上の高齢者二人世帯対象のバスでの1日移動交流事業
- (3) 親子（ひとり親）ふれあい交流事業
 - ①市内の母子・父子家庭の親子対象のバスでの1日移動交流事業
 - ②ふれあい交流会
- (4) ひとり親家庭児童生徒入学、卒業祝金贈呈
 - ①市内の母子・父子家庭の小学校入学・卒業児童ならびに中学校卒業生徒に対し、申請により入学卒業祝金を贈呈
- (5) 要・準要保護家庭児童生徒入学、卒業祝金贈呈
 - ①生活保護家庭及び準要保護家庭の小学校入学・卒業児童ならびに中学校卒業生徒に対し、申請により入学卒業祝金を贈呈
- (6) 「第10回買ってNet!バザールinイオンタウン守谷」の開催
 - ①イオンタウン守谷の協力を得て、7月に近隣障がい児者福祉施設・団体等と連携し、各施設等の事業PR、通所生の手作り品や農作物などの販売を通じて、障がい児者への理解、就労促進を図る

(7) 障がい児交流事業への支援

- ①市内小中学校特別支援学級・伊奈特別支援学校の「みんなで楽しむクリスマス」の事業支援（12月）
- ②伊奈特別支援学校（守谷地区会）の「ボラさんといっしょ（ふれあいボランティアスクール）」交流事業（1月）

(8) 火災見舞金の支給

(9) 歳末たすけあい募金配分事業

- ①申請方式による在宅贈呈金配分方法の継続・見直し

7. 貸付事業

(1) 生活福祉資金貸付（総合支援資金含む：県社協）

- ①生活困窮者自立支援法施行に伴う相談・利用者の増加を踏まえ、実施主体である茨城県社協との連携を密にし、対応

(2) 小口資金貸付（市社協）

- ①市内在住の低所得者に緊急かつ一時的資金を5万円限度で貸付（生活保護費支給までのつなぎ資金として、2万円限度で貸付）

8. 受託事業

(1) 地域ケアシステム推進事業

(2) 生きがい活動支援事業（特定高齢者施策通所型）

- ①いきいきプラザ・げんき館
- ②ミナーデ・げんき館

9. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業（守谷市社協居宅介護支援事業所）

- ①要介護者へのケアマネジメント業務
- ②要支援者への介護予防ケアマネジメント業務

(2) 訪問介護事業（守谷市社協ヘルパーステーション）

- ①要介護者への訪問介護事業の実施
- ②要支援者への介護予防・日常生活支援総合事業の実施

(3) 中・長期的な事業運営の検討

10. 障がい者自立支援事業

(1) 居宅介護事業

- ①障がい者への訪問介護事業の実施